

別紙1

税 額

地方税法第701条の32並びに福山市税条例第126条の2の規定により事業所税の納税義務のある方は、税額を記入し納付してください。

延滞金の計算方法

未納税額の納期限の翌日から納付(納入)日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント。ただし、当該年の前年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントを加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算した割合。ただし、当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には年7.3パーセント)を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- (注) ① 各期別の税額が2,000円未満の場合は、延滞金はありません。
- ② 各期別の税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて延滞金を計算します。
- ③ 延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金はありません。
- ④ 延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。

納 付 で き る 金 融 機 関 の 一 覧

広島銀行 中国銀行 もみじ銀行
山口銀行 伊予銀行 山陰合同銀行
百十四銀行 西日本シティ銀行 トマト銀行
香川銀行 愛媛銀行 しまなみ信用金庫
広島信用金庫 広島県信用組合 備後信用組合
両備信用組合 信用組合広島商銀 笠岡信用組合
中国労働金庫 福山市農業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会

以上の金融機関の全国店舗
中国5県内のゆうちょ銀行または郵便局

※ 金融機関の名称は、2025年1月1日現在のものです。
その後名称等の変更がある場合は、読み替えてください。